

告示第55号

国民健康保険料率の決定について

宇和島市国民健康保険条例の規定に基づき、令和7年度国民健康保険料率を次のとおり定める。

令和7年7月1日

宇和島市長 岡 原文 彰

1. 医療分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第13条に規定する基礎控除後の総所得金額等の100分の7.20

(2) 資産割額

令和7年度固定資産税額（土地及び家屋に係る額）の100分の27.50

(3) 被保険者均等割額

被保険者1人当り 19,700円

(4) 世帯別平等割額

1世帯当り 22,500円

2. 後期高齢者支援分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第15条の6の4に規定する基礎控除後の総所得金額等の100分の2.20

(2) 資産割額

令和7年度固定資産税額（土地及び家屋に係る額）の100分の7.00

(3) 被保険者均等割額

被保険者 1 人当り	6, 6 0 0 円
(4) 世帯別平等割額	
1 世帯当り	7, 1 0 0 円

3. 介護分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第 1 5 条の 9 に規定する基礎控除後の総所得金額等の 1 0 0 分の 1 . 6 7

(2) 資産割額

令和 7 年度固定資産税額（土地及び家屋に係る額）の 1 0 0 分の 6 . 3 0

(3) 被保険者均等割額

被保険者 1 人当り	7, 3 0 0 円
------------	------------

(4) 世帯別平等割額

1 世帯当り	5, 1 0 0 円
--------	------------